

山口県報

平成27年
9月11日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....
 - 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....
 - 保安林予定森林(下松市)(森林整備課).....
 - 保安林の指定(森林整備課).....
 - 道路の区域の変更(道路整備課).....
 - 道路の位置の指定(建築指導課).....
 - 山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課).....
 - 公告
 - 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....



山口県告示第三百十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十七年九月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

名	医
称	療
所	機
在	地
関	地
地	地
廃	止
年	月
日	日

オダ薬局山手店
岩国市山手町二丁目一八番一〇号 平成二七、六、三〇

山口県告示第三百十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年九月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

名	医
称	療
所	機
在	在
関	地
地	地
指	定
年	月
日	日

山口市串診療所 山口市徳地鯖河内一六二九の一 平成二四、四、一
 医療法人はすいけ耳鼻咽喉科クリニツク 防府市新田五八二の一 平成二三、五、
 津永産婦人科 周南市川端町二の三〇 平成二二、一、
 中島内科在宅診療所 山陽小野田市日の出三丁目一五番 平成二七、八、
 有限会社シロモト薬局 岩国市中津町一丁目三番三四号 〃 四、
 オダ薬局山手店 〃 山手町二丁目一八番一〇号 〃 七、

山口県告示第三百十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十七年九月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 保安林予定森林の所在場所
 - 下松市大字切山字東空山五六九、字西空山六三八の一、六三八の四、六三八の六、字墓尾七〇三の一から七〇三の八まで、字影浦七〇六の一、七〇六の二、字小砂川七一一の一、字大竹七一一四の一から七一一四の五まで、一〇五〇の一、一〇五〇の二、字潜岩七一一五の一、字船木七三八の一から七三八の二〇まで、字大迫七三九の一から七三九の三まで、字芳ヶ浴八三六の一、八三六の二
- 二 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 三 指定実施要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。

- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、下松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下松市経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百二十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十七年九月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林の所在場所

萩市大字須佐字茶ヶ谷九二の一、一一二、一一三の一、字小田ヶ谷九
九、一〇〇、一〇〇の二、字境メカ浴一〇〇の一、字古屋敷一〇三の一、字家ノ上
〇六の一、字長ヶ浴一〇八、一〇九、一〇九の二、一一〇、字中ノ坪一一〇の一、三
四二、三四三、三四三の一、字丑ノ浴一六の三、字長ヶ谷一七の二、字長谷一
〇、三〇八の一、三〇九の一、三一八、三一九、三二七、三三四七の一、字岩ヶ浴一
二二の二、三三六〇の一、字岩ヶ坪二二の二、字長ヶ谷畑二四、字長谷二二五、
字長谷畠二二五の一、一二五の二、字市ヶ坪二二六の一、一二七、一五二の一、字弥
平畑平二二七の一、字立原二四五の二、字中ヶ坪二七〇の二、二七一の一、二七二の
二、字バクチ山二八九の二、字ケンノヲ二八九の一七、字三本松三三八の一、字上長
谷三四八の一、三五〇の一、三五一の一、三五二の一、三五五の二、三六四の一、三
六五から三六七まで、三七六の一、三七六の二、三七七の一、三八〇から三八二ま
で、三三五五、三三五六、三三六二の一、三三六二の二、字坪三九一、三九二の一、
三九三、三九四、三九六の一、三九七の一、三九八、三九九、四〇〇の一、四〇〇の
二、四〇一、四〇二の二、四〇二の二、四〇三、四〇四の一、四〇四の二、三三六七
から三三六九まで、三三七〇の一、三三七〇の二、三三七一、三三七四、三三七五、
字神田川六四〇から六四三まで、六四四の一、字柳ヶ浴三三六九の一、字山奥三三八
〇の一、字柿木ヶ浴三三九〇の三、三三九〇の四
下松市白迫町三三八の二

- 二 長門市油谷伊上字飯上ヶ一五〇六の一
指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定実施要件

三 立木の伐採の方法

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
萩市大字須佐字小田ヶ浴一〇〇の二・字長ヶ浴一〇八・一〇九の一・字中ヶ坪
二七〇の二・二七二の一・二七二の二・字長谷三三八・三三四七の一・字上長谷
三六六・字神田川六四一(以上一〇筆について次の図に示す部分に限る。)、六
四二、六四三(次の図に示す部分に限る。)

下松市白迫町三三八の二(次の図に示す部分に限る。)

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十七年九月十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
道路の種類	県道			
路 線 名	給島櫛ヶ浜停車場線			
道路の区域				

周南市大字栗屋字開作南七九七の一
地先から
同市 同大字 同字八〇八の一 地先
まで

新	旧
最狭 一一・四・五二	最狭 一一・六・七三
七・三	七・三

山口県告示第三百二十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十七年九月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市望町四丁目五七七の二、五七七の七及び五七七の一 地先	四・〇	八六・九	平成二七、 八、二五
光市島田六丁目二七四七の二及び二七四七の一 地先	五・〇	三三・二	〃 〃 二七

山口県告示第三百二十三号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示（昭和四十一年山口県告示第四百六十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一の表中

山口県刊行物普及協会の
藤井哲男 理事長

を

山口県刊行物普及協会の
上野清 理事長

に改める。



(二六三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十七年四月二十八日山口県公告（一四二）に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十七年九月十一日から同年十月十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年九月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ダイレックス下関羽山店

所在地 下関市羽山町一三三二の一

二 意見の概要

交通に係る事項、騒音の発生に係る事項、街並みづくり等について配慮を求める。

平成二十七年九月十一日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁